

重要事項説明書

(介護保険法及び関係法令に基づく説明)

1. 事業者の概要

事業者名称 あさぎ株式会社

所在地 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場四丁目18番10号

電話番号 03-6899-5358

2. 事業所の概要

事業所名称 あさぎ居宅介護支援事業所

事業所番号 1370407551

所在地 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-18-10 サンハイツ高田馬場901

電話番号 03-6899-5358

3. 事業の目的

要介護状態にある利用者に対し、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供し、心身の状況及び生活環境に応じた支援を行うことを目的とします。

4. 運営方針

(1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。

(2) 利用者の選択に基づき、特定の事業者に偏ることなく、公正中立な立場でサービスの調整を行います。

(3) 関係市区町村、地域包括支援センター、医療機関及びサービス事業者と連携し、総合的かつ効率的なサービス提供を行います。

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日

営業時間 9時から17時

休業日 土日祝日、年末年始

6. 通常の事業実施地域

新宿区

7. 職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名

8. 提供するサービスの内容

- ・ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ・ サービス事業者との連絡及び調整
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ モニタリングの実施（原則月1回以上）
- ・ 要介護認定申請に関する援助
- ・ 給付管理業務

9. サービス提供の流れ

申込 → 課題分析（アセスメント） → ケアプラン作成 → サービス調整 → モニタリング → 必要に応じた見直し

10. 利用者の権利

- (1) 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- (2) 居宅サービス計画に位置付けた事業者の選定理由について説明を求めることができます。
- (3) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、申し出ることができます。

11. 利用料

居宅介護支援に係る利用者負担はありません（全額介護保険給付）。

ただし、保険料の滞納等により保険給付が行われない場合には、一時的に費用を負担していただくことがあります。通常の事業実施地域を超える場合は交通費の実費を請求することがあります。交通費については事前に説明し、同意を得た上で請求します。

12. 利用者の協力義務

利用者及びその家族は、適切なサービス提供のため、心身の状況、生活環境等に関する必要な情報を適時かつ正確に提供し、関係機関との連携に協力するものとします。

13. 入院時の対応

利用者が入院する場合は、円滑な連携のため、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関へ伝えてください。

14. サービス提供に関する責任の範囲

(1) 本事業所はケアマネジメント業務を提供するものであり、各サービスの提供は各サービス事業者が行います。各サービスの内容及び結果については、当該サービス事業者がそれぞれの責任において提供するものとします。

(2) 本事業所は、利用者の意思決定を支援し、サービスの調整を行うものであり、特定の結果の実現を保証するものではありません。

15. 契約の終了

次の場合には、本契約は終了します。

- ・利用者が死亡した場合
- ・介護保険施設への入所等により居宅サービスが不要となった場合
- ・要介護認定が非該当となった場合
- ・その他、居宅介護支援の提供が困難となった場合

16. 事故発生時の対応

サービス提供に関連して事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、関係機関等へ連絡するとともに、必要な措置を講じ、法令に基づき適切に対応します。

17. 損害賠償

(1) 事業所は、その責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合に限り、当該損害について賠償責任を負います。

(2) 賠償の対象は、通常かつ直接の損害に限られるものとします。

(3) 利用者またはその家族の判断、情報提供不足、又は協力義務違反により生じた損害については、事業所は責任を負いません。

(4) 天災その他やむを得ない事由により生じた損害については、事業所は責任を負いません。

18. 秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、退職後も継続します。

19. 個人情報の利用

利用者の個人情報は、サービス提供、関係機関との連携、介護保険事務その他必要な範囲において利用します。法令に基づく場合を除き、目的外利用は行いません。

20. 感染症対策及び業務継続

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を実施します。また、災害等に備えた業務継続計画（BCP）を策定し、継続的な体制整備を行います。

21. 音声記録およびAIの利用

本事業所では、サービスの質の向上及び記録作成の正確性・効率性向上を目的として、面談や訪問時の会話内容等を音声により記録し、AI技術を用いて記録作成等に活用することがあります。

当該方法は、居宅介護支援の提供の一環として実施するものです。

音声データ及び生成された記録は個人情報として適切に管理し、法令に基づく場合を除き第三者に提

供しません。

22. 虐待防止

利用者の人権擁護及び虐待防止のため、委員会の設置、研修の実施、担当者の配置等、必要な体制整備を行います。

23. ハラスメント対策

利用者及びその家族による暴力、暴言、ハラスメント等により、安全かつ適切なサービス提供が困難と判断される場合には、サービス提供の中止又は契約の終了を行うことがあります。

24. 苦情対応

【事業所窓口】

あさぎ居宅介護支援事業所

電話 03-6899-5358

受付時間 営業時間内（9時から17時）

【行政】

新宿区介護保険課

【外部】

東京都国民健康保険団体連合会

苦情については迅速かつ適切に対応し、その内容を記録するとともに、再発防止に努めます。また、苦情を理由として利用者に不利益な取扱いはい行いません。

25. その他

本説明書に定めのない事項については、関係法令及び契約書に基づき適切に対応します。